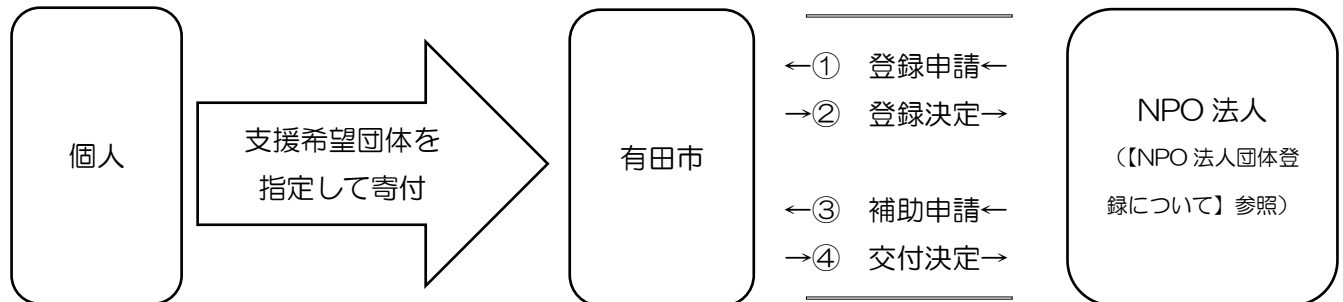


## NPO 支援補助金のご案内

NPO 支援補助金は、寄付者が支援したいと思う有田市内の NPO 法人を指定し、その寄付金の活用により指定された NPO 法人を補助する制度です。



\*NPO 支援寄付金には、有田市から寄付者へのお礼の品等はありません。

### ■制度の概要

- ・目的：NPO 法人が自主的かつ自発的に行う特定非営利活動に対し補助金を交付することにより、特定非営利活動の促進を図り、市民協働によるまちづくりの推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。
- ・対象：市内 NPO 法人（登録団体に限る）
- ・補助限度額：指定された支援希望団体に対する寄付金の額  
（寄付受付期間は4月1日～2月28日）
- ・補助金額：NPO 法人の特定非営利活動に係る事業費の額が上限となります。寄付金額が事業費を上回っても、差額を寄付者に返還することができないなど、希望に添えない場合があります。

### ■補助申請・実績報告について

#### ①補助申請

寄付者から市への寄付のお申込みがあれば、指定された NPO 法人へご案内をしますので、補助申請を行ってください。（提出書類：補助金交付申請書、事業計画書、事業収支予算書等）

\*申請後に交付、不交付を決定し通知します。

#### ②実績報告

事業終了後2週間以内または3月31日までに実績報告書を提出してください。（提出書類：事業報告書、事業収支決算書、領収書等の写し等）

\*領収書の不備等により事業費が補助金額を下回った場合、補助金を返納していただくこととなります。（ご注意）

- ・補助対象となるのは特定非営利活動に係る事業費で、その他の事業会計は補助対象外となります。
- ・特定非営利活動に係る事業費でも、事業実施に直接関わらない経費や市からこの補助金以外の給付を受けている事業に係る経費等、適切でないとした経費は補助対象外経費となります。

【問い合わせ】 〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地 有田市役所 経営企画課  
Tel0737-22-3731、FAX0737-82-1725（代表）